

# ひとり親家庭のために

あなたの再スタート、応援します



〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所2階

呉市子ども支援課 ☎0823-25-3173

☆ 窓口では (こども支援課)

- ・母(父)子自立支援員が福祉制度の相談受付や、自立支援プログラムを作成してひとり親家庭の社会的自立に向けてサポートします。
- ・ハローワーク窓口(市役所2階)とも連携し就業の支援をします。

☆ WEBで検索 (くれ子育てねっと)

- ・「くれ子育てねっと」 URL <https://kure-kosodate.com/>

「くれ子育てねっと」は呉市の子育てについての情報をお知らせしています。



☆ アプリで配信 (くれっこアプリ) アプリを検索「母子モ」→ 地域の子育て情報 → お知らせ

- ・ひとり親家庭向けの役立つ情報を配信します。

登録時に配信を希望する情報ジャンルで

「ひとり親」を選択してください。  **ひとり親**



## 呉市における様々な施策を紹介します。

	事業・制度名	内 容
手 当 ・ 助 成	児童扶養手当	次の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を監護している母(父)か、代わりに養育している人に支給します。 ◇父母が離婚した児童 ◇父(母)が死亡した児童 ◇婚姻によらないで出生した児童等(所得制限があります。) *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173
	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭のために医療費を助成しています。この制度の対象となるのは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している所得税非課税相当のひとり親家庭世帯です。医療機関等で受診した場合、医療費の自己負担分を助成します。ただし、一部負担金が必要です。 *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173
	児童手当	中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給します。(所得制限があります。) *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173
	乳幼児等医療費の助成 ※令和5年10月から「こども医療費」に変わります。	0歳児から小学校6年生までの通院・入院と中学校3年生までの入院について、医療機関等で受診した場合、医療費の自己負担分を助成します。ただし、一部負担金が必要です。(所得制限があります。)*令和5年10月から高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の通院・入院を助成し、所得制限を撤廃します。 *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173
	就学援助費	呉市内に住所があり、呉市立小・中学校に通学し、経済的な理由等により就学困難な児童生徒の保護者(児童生徒と同居等の要件有り)の方は、学用品費や給食費等の援助を受けることができます。なお、呉市立以外の小・中学校に通学する児童生徒の保護者の方も対象となりますが、援助内容が異なります。 *問い合わせ先 通学する小・中学校または学校教育課(呉市役所 8階) ☎0823-25-3568
貸 付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子・父子家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るために、各種資金の貸付を行っています。 ◇修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金等 *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3297
資 格 取 得	自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給に相当する所得のひとり親家庭の母または父が、適職に就くために必要な教育訓練講座(市の指定するもの)を受講する時、受講費の一部を給付します。(事前相談が必要) *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173
	高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給に相当する所得のひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など)取得のため一定期間修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金が支給されます。(事前相談が必要) *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し資金を貸し付け、自立の促進を図ります。◇入学準備金、就職準備金 *問い合わせ先 広島県社会福祉協議会 生活支援課 ☎082-254-3413
	ひとり親家庭高卒程度認定試験合格支援	高等学校を卒業していないひとり親家庭の母又は父及び子(20歳未満)が、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、支払った受講費用の一部を助成します。(事前相談が必要) *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173

	事業・制度名	内 容
子育て	呉市ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いをしたい人、子育てのお手伝いをしてほしい人たちが会員となって、子どもを預かったり、送迎したり等、子育ての相互援助を行っています。 ◇児童扶養手当受給者等は利用料金の半額を助成します。(月額 上限1万円) *問い合わせ先 呉市ファミリー・サポート・センター(レクレ4階くれくれば) ☎0823-25-4122
	保育所(園) 認定こども園	保護者が働いていたり、病気などのため、保育が必要であると認定された児童を保護者に代わって保育します。ひとり親家庭等のうち、4月～8月迄は前年度市民税、9月以降は当該年度市民税が非課税の世帯は保育料が軽減されます。幼児教育・保育の無償化により、3～5歳の児童は保育料が無償となります。 *問い合わせ先 こども施設課(呉市役所 3階) ☎0823-25-3144
	病児・病後児 保育事業	病気又は病後の回復期にあり、集団保育等が困難な期間、小学校6年生までの児童で、保護者の勤務等やむを得ない事情により家庭で保育することができないとき、一時的にお預かりします。*問い合わせ先 こども施設課(呉市役所 3階) ☎0823-25-3174 ほっぺ病児保育園 ☎0823-74-5250
	放課後児童会	保護者が仕事等により、昼間常時家庭にいない小学生の児童を放課後から夕方まで預かり、小学校の余裕教室等を活用しながら指導員が遊びと生活の指導を行います。就学援助費又は生活保護受給者は保護者分担金が軽減されます。 *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3254
	子育て家庭 支援事業	◇短期入所生活援助事業(ショートステイ):保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったときに児童養護施設等で一定期間(原則として7日以内)お世話します。 ◇夜間養護等事業(トワイライトステイ):保護者が仕事等で恒常的に帰宅が夜間に及ぶときや休日に不在のときに、児童養護施設等で児童を預かります。 *問い合わせ先 こども家庭相談課(すこやかセンターくれ 3階) ☎0823-25-3599
相談	子育て・女性 相談	家庭や児童についての相談及び悩みのある方からの相談を家庭児童相談員等がお受けします。 *相談場所及び連絡先 こども家庭相談課(すこやかセンターくれ 3階) ☎0823-25-3599
	子どもの心の 相談	親と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について専門家(児童精神科医・心理療法士)による相談が受けられます。 *問い合わせ先 西保健センター(すこやかセンターくれ 3階) ☎0823-25-3542 東保健センター(広市民センター 2階) ☎0823-71-9176
	養育費など ひとり親家庭の 相談	養育費専門相談・就業の相談等ひとり親家庭のさまざまな相談事を総合的に支援します。 <相談受付時間 月水金9:00～17:00 火木9:00～20:00 土日祝10:00～17:00> *問い合わせ先 広島県ひとり親家庭サポートセンター ☎082-227-2377
住まい	市営住宅	市営住宅には抽選募集住宅と随時募集住宅があります。年3回の抽選募集のうち、第1回目の応募については、優先入居を考慮し、当選率を「一般世帯」の2倍としています。ひとり親家庭の条件(申込者が配偶者のない方で、20歳未満の子を扶養している世帯) *問い合わせ先 (株)くれせん指定管理者事業部 ☎0823-32-2488
	県営住宅	市内には県営住宅があります。入居申込みをされる場合の資格要件、申込み方法等詳しくは呉地区指定管理者へお問い合わせください。 *問い合わせ先 ビルックス(株) ☎0823-74-5963
仕事	ハローワーク 呉(公共職業 安定所)	就職を希望されるとき、専門の職員がきめ細やかな相談・指導を行い、適性にあった職業紹介を行います。また、公共職業訓練施設において、専門指導員のもとで職業訓練を受けることができます。詳しくはハローワーク窓口におたずねください。 *問い合わせ先 ハローワーク呉 ☎0823-25-8609
	呉高等技術 専門学校	希望する職種に関する知識や技能を身につけるため、職業訓練の受講について、紹介と相談を行います。また、子育てと仕事の両立が出来るよう情報提供をします。 *問い合わせ先 呉高等技術専門学校 ☎0823-71-8816 女性のキャリアデザイン応援コーナー(要予約)
年金	離婚時の 年金分割制度	離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。手続きには期限があります。 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
	遺族への年金	◇遺族基礎年金、死亡一時金 保険年金課国民年金係 ☎0823-25-3157 ◇遺族厚生年金 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
優遇措置	JR通勤定期の 割引	児童扶養手当受給者や対象児童が、旅客鉄道株式会社(JR)の通勤定期乗車券(鉄道のみ)を購入する場合特定運賃が適用されます。(通学定期乗車券割引等との併用は不可) *問い合わせ先 こども支援課 ☎0823-25-3173
	所得税、市・県 民税の軽減	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が一定以下)を有し、かつ前年の合計所得が500万円以下である単身者についてひとり親控除が適用されます。 *問い合わせ先 市民税課(呉市役所 3階) ☎0823-25-3193
	指定ごみ袋 支援制度	児童扶養手当受給世帯の方に一定枚数の可燃・不燃用指定ごみ袋を交付します。毎年度、申請が必要で、市民センターもしくは環境政策課窓口又は郵便で申請できます。 *問い合わせ先 環境政策課(呉市役所 7階) ☎0823-25-3303